

埼玉県立精神保健福祉センター 会計年度任用職員 依存症相談員業務 募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- 依存症患者等からの相談対応・教育
- 関係機関との連携会議の調整・運営・参加
- 医療機関、保健所、市町村及び民間団体・回復施設などへの支援
- 依存症に関する普及啓発・情報提供 など

2 応募資格

- (1)精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士又は保健師のいずれかの資格を有する方
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)・・・依存症相談員として携わるにふさわしいと認められること
- (2)・・・チームワークを大切にし、協調性・コミュニケーション能力を有すること

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

- (2)勤務日数・勤務時間

週4日・週29時間(午前9時00分～午後17時15分(7時間15分))

休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:164,200～173,800円

(時間額:1,307～1,383円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※なお、上記の額は条例改定等を受け、変更となる場合があります。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県立精神保健福祉センター

所在地:〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和3年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。併せて精神保健福祉士登録証の写しも提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員依存症相談員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県立精神保健福祉センターで随時実施することを予定しております。日時及び場所については、随時連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3) 最終合格

随時、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

埼玉県立精神医療センター

担 当: 総務・職員担当 佐藤

電 話: 048-723-6804